

平成28年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置等

【指摘事項】（令和元年12月時点）

指摘事項	対応内容	措置状況	所管局	対応年度
<p>第2 各学校の状況</p> <p>2 学校の実施監査</p> <p>2.3 京都市立太秦小学校</p> <p>2.3.3 物品等の調達</p> <p>2.3.3.3 監査の結果及び意見</p> <p>(1) 見積書、納品書及び請求書の日付の未記入について</p> <p>日付欄は業者側で記入の済んだものを徴すべきである。</p> <p>(報告 26 ページ)</p>	<p>該当校に対し、今後見積書、納品書、請求書は業者側で日付欄を記入した書面を徴するよう指導した。</p> <p>また、適正な事務の徹底を図るため、教育委員会事務局全所属に対して平成29年5月8日付で教育長名通知「平成28年度包括外部監査及び定期監査の結果を踏まえた適正な事務の確保について（通知）」を发出するとともに、5月8日開催の局課長会、5月11日開催の局庶務担当係長会においても指摘事項を周知し、適正な事務を行うよう指導した。</p> <p>更に学校職場に対しては、平成29年5月23日付け「平成28年度包括外部監査及び定期監査の結果を踏まえた適正な事務の確保について（重要通知）」を发出し、全学校長・園長に対して適正な事務の執行を行うよう周知した。</p>	措置済	教育委員会事務局	平成29年度
<p>第2 各学校の状況</p> <p>2 学校の実施監査</p> <p>2.3 京都市立太秦小学校</p> <p>2.3.9 備品・消耗品の管理について</p> <p>2.3.9.5 監査の結果及び意見</p> <p>(1) 備品の適正な管理について</p> <p>備品整理票の適切な貼付の励行を各教室担当者に期限を決めて貼付を依頼し、その責任者である教頭が巡回確認する体制で、少なくとも年1回は実施すべきである。</p> <p>(報告書 37 ページ)</p>	<p>当該校に対して、適正な事務を行うよう指導し、主に夏季休業期間を利用して、備品整理票の適切な貼り付け及び管理職による確認を行った。</p> <p>また、適正な事務の徹底を図るため、教育委員会事務局全所属に対して平成29年5月8日付で教育長名通知「平成28年度包括外部監査及び定期監査の結果を踏まえた適正な事務の確保について（通知）」を发出するとともに、5月8日開催の局課長会、5月11日開催の局庶務担当係長会においても指摘事項を周知し、適正な事務を行うよう指導した。</p> <p>更に学校職場に対しては、平成29年5月23日付け「平成28年度包括外部監査及び定期監査の結果を踏まえた適正な事務の確保について（重要通知）」を发出し、全学校長・園長に対して適正な事務の執行を行うよう周知するとともに、平成30年3月19日に実施した昇任予定者研修（次年度4月から新任教頭となる者を対象とした研修）においても、主に夏季休業期間を活用して年1回程度の巡回確認を行うよう指導し、より一層適切な事務執行の徹底を図った。</p>	措置済	教育委員会事務局	平成30年度
<p>第3 学校給食</p> <p>2 公益財団法人京都市学校給食協会</p> <p>2.2 監査の結果及び意見</p> <p>2.2.1 京都市学校給食協会に対する貸付金</p> <p>京都市は、京都市学校給食協会が今後積み立てる予定である安定化資金の一定分を毎年回収し(貸付金額を減少させ)、最終的には京都市学校給食協会に対する貸付金をなくすべきである。</p> <p>(報告書 70 ページ)</p>	<p>現在の公益財団法人京都市学校給食協会の資金繰りの状況から、直ちに貸付金を廃止することはできないが、協会と協議し、法人運営への影響がない範囲で平成30年度の貸付金を100万円削減した。</p> <p>貸付金債権の保全については、契約書に債権譲渡の予約についての規定を追記し対応した。</p>	措置済	教育委員会事務局	平成30年度

<p>第6 補助制度について 3 監査の結果及び意見 3.4 京都市学童う歯対策事業</p> <p>京都市学童う歯対策事業については、過去の包括外部監査、その後の事務事業評価委員会で指摘があったにも関わらず、依然として対応を検討中のままである。さらに、補助金から扶助費に費目変更されたことに伴い、京都市のホームページでも詳細が公開されなくなり、市民の目に触れる機会も少なくなった。特に事業の存続や見直しといった根本的な部分について複数の機関より指摘を受け、当初の指摘から何年にもわたって検討中の状態が続いているのであるから、真摯に対応していると認めることは難しい。過去の指摘を踏まえ、早急に改善を行われたい。</p> <p>(報告書 116 ページ)</p>	<p>学童う歯対策事業については、平成 29 年度から、子どもに係る医療費助成等と併せて、子ども若者はぐくみ局に業務が移管された。</p> <p>子ども医療費助成制度については、令和元年度 9 月診療分から、通院医療費の自己負担額上限を引き下げる制度改正を行った。</p> <p>子ども医療費助成制度の制度改正を踏まえ、学童う歯対策事業も含めた事業効果について、令和元年度に以下のとおり検証を行った。</p> <p>平成 30 年度の小学生う歯罹患率については、本市は政令市の中で 5 番目に低い結果となっている。小学生のう歯罹患率が低い政令市 5 市（本市を除く）では、子ども医療費支給制度における助成額が一人当たり平均約 3 万円であるのに対し、子ども医療費支給制度に加えて学童う歯対策事業を実施している本市においては、一人当たり平均約 1 万 7 千円である。</p> <p>このことから、う歯の処置に対する助成に特化して施策を講じることで、効果的にう歯の罹患率低下に貢献していると考えられる。</p> <p>したがって、本事業については、現時点では大きな見直しの必要がないものと考えている。今後とも、子ども医療費支給制度と学童う歯対策事業を併せた同様の検証について、継続的に行っていく。</p> <p>なお、子ども医療費支給制度については多くの自治体で一部負担金を導入しており、学童う歯対策事業における一部負担金導入については、今後とも検討を行っていく。</p>	措置済	子ども若者はぐくみ局	令和元年度
<p>第7 公益財団法人 京都市生涯学習振興財団 6 物品購入手続き 6.6 監査結果及び意見 (指摘事項) ① 見積書、納品書、請求書の日付欄未記入について、日付欄は事業者側で記入の行われたものを徴すること (報告書 142 ページ)</p>	<p>公益財団法人京都市生涯学習振興財団の全所属が出席する所属長会（平成 29 年 5 月 12 日開催）及び副館長・係長会（平成 29 年 6 月 23 日開催）において、見積書、納品書、請求書について、日付欄は事業者側で記入したものを求めるよう徹底をし、事業者が持参した書類に記入漏れがあれば、その場で事業者に記入させるようにすることを確認した。</p>	措置済	教育委員会事務局	平成 29 年度
<p>第7 公益財団法人 京都市生涯学習振興財団 8 久我の杜生涯学習プラザ運営基金引当預金 8.3 監査の結果及び意見 当財団の実質的な管理下でない久我の杜生涯学習プラザ運営基金引当預金は、実質的な管理者である京都市に返還を要する。 (報告書 145 ページ)</p>	<p>監査結果を踏まえ、当該基金引当預金を公益財団法人京都市生涯学習振興財団が所管する根拠となっている覚書を解消して基金を市に返還するため、平成 30 年 5 月 31 日付けで確認書を取り交わし、平成 30 年 6 月 30 日をもって当該覚書を破棄した。</p> <p>当該基金引当預金の残金については、平成 30 年 11 月 25 日時点における全額を京都市に返還した。</p>	措置済	教育委員会事務局	平成 30 年度